



式)を交付して行うものとする。

(委任)

**第4条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

#### 別表 (第2条関係)

地域	範囲
富山市桜木町地域	桜木町、総曲輪一丁目、本町7番から11番まで

備考 範囲欄に掲げる各地域を囲む道路を含む。

## 別記様式（第3条関係）

(表)

住所	第	号					
氏名	年	月	日				
生年月日	年	月	日	( 歳)			
	所属	富山県	警察署				
	階級						
	氏名						
客待ち行為中止命令書							
あなたが行った下記の行為は、富山県迷惑行為等防止条例（昭和38年富山県条例第17号。以下「条例」という。）第9条第3項の規定に違反するので、同条第4項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。なお、この命令の効力は、命令後最初の午前6時までとする。							
記							
1	日時	年	月	日	時	分	ころ
2	場所	富山県					
3	内容	<input type="checkbox"/> (1) 次に掲げる行為について、客引き（ウに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。）をする目的で、公衆の目に触れるような方法により客引きの相手方となるべき者を待っていたもの（条例第9条第1項第1号関係） <input type="checkbox"/> ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供 <input type="checkbox"/> イ 歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> ウ ア又はイに掲げる行為に係る営業に関する情報の提供 <input type="checkbox"/> エ 午後10時から翌日の午前6時までの時間において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供 <input type="checkbox"/> (2) 条例第9条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げる等執ように客引きをする目的で、公衆の目に触れるような方法により客引きの相手方となるべき者を待っていたもの（条例第9条第1項第3号関係）					

(注) 該当する□にレ印を付すこと。

(裏)

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として提起することができます。この場合において富山県を代表する者は富山県公安委員会になります（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この判決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 北羽入入善線	下新川郡朝日町大家庄 810番3から 下新川郡朝日町大家庄 389番2まで	令和4年12月28日	新川土木 センター 入善土木 事務所

### 富山県告示第433号

#### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和4年12月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県21世紀の森

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人大長谷村づくり協議会 富山市八尾町庵谷10番地

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

### 富山県告示第434号

#### 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和4年12月28日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称  
富山県農林水産総合技術センター林業普及センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人富山県農林水産公社 富山市舟橋北町4番19号
- 3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

### 富山県告示第435号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について  
射水平野土地改良区から申請のあった沖塚原地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、令和4年12月20日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年12月28日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 縦覧に供すべき書類  
土地改良事業計画書の写し  
定款の写し
- 2 縦覧の期間  
令和4年12月28日から  
令和5年2月1日まで
- 3 縦覧の場所  
射水市役所

### 富山県告示第436号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について  
射水平野土地改良区から申請のあった今開発西地区の新規土地改良事業施行につ

いては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、令和4年12月20日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年12月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し  
定款の写し

2 縦覧の期間

令和4年12月28日から  
令和5年2月1日まで

3 縦覧の場所

射水市役所

### 富山県教育委員会告示第6号

博物館の変更登録について

令和2年12月16日付け美第36号で登録した一般財団法人秋水美術館の博物館登録原簿の記載事項を、博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定により次のとおり変更した。

令和4年12月28日

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

記号番号	変更登録年月日	変更前後の別	設置者の名称	名称	所在地
美第36号	令和4年12月19日	変更前	富山市	一般財団法人秋水美術館	富山県富山市千石町1-3-6
		変更後	富山市	公益財団法人秋水美術館	富山県富山市千石町1-3-6





